

# 資源ごみの出し方について



## 廃プラスチック類の出し方 出す日=不燃ごみの日

無色透明の不燃ごみ袋に入れて排出してください

○「プラ」マークの付いたもの全てが対象で、水ですすいできれいなものが対象

・カップ麺や洗剤などの容器、お菓子や冷凍食品の袋、肉や魚のトレイ類など



・卵などのパック類、マヨネーズなどのチューブ類、レジ袋、発泡スチロール、キャップなど



× 対象外のもの ⇒3ページ(可燃ごみ)・4ページ(不燃ごみ)をご覧ください

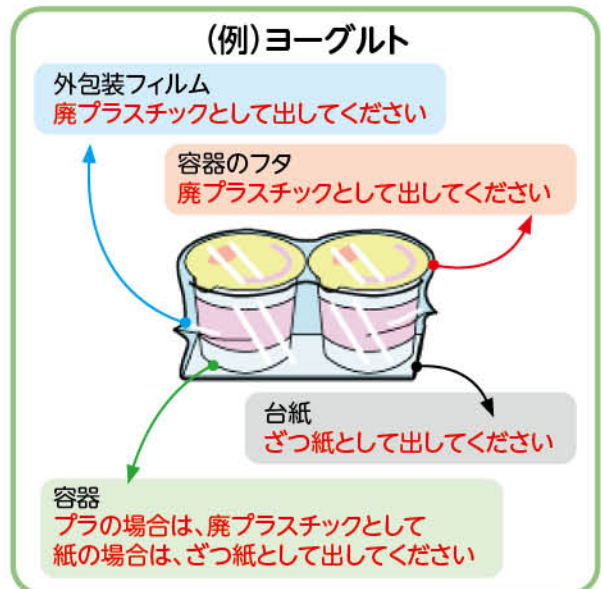
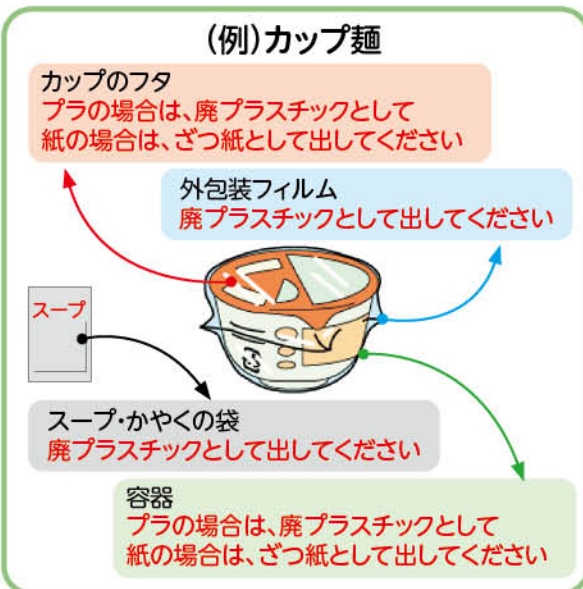
・チューブ類や調味料容器などで汚れが取れていないもの、ラップなど



### 出し方例



### 容器包装の分別例



容器・スープやかやくの袋は、水で洗い流して汚れを取り除いてください

## ビン類の出し方 出す日=不燃ごみの日

集積所内の決められたキャリーや場所にまとめて排出してください

◎ 飲料用、調味料用のビンで、水ですすいできれいなものが対象

・ ジュース類、酒や焼酎、ビールなどのアルコール類、醤油やみりんなどの調味料類などのビン



✕ 対象外のもの ⇒4ページ(不燃ごみ)をご覧ください

・ 飲食用であっても汚れているものや割れているもの、化粧品などの飲食用以外のビン



キャップやせんは材質により分別が異なります

色で分別しなくてよい

出し方例

キャップやせんを  
取り中身を捨てる



水で洗って汚れを  
取り除く



不燃ごみ集積所の  
決められた  
キャリーなどへ



## カン類の出し方 出す日=不燃ごみの日

集積所内の決められたキャリーや場所にまとめて排出してください

◎ 「アルミ」「スチール」マークの付いた飲食用などの缶で、水ですすいできれいなものが対象

・ ジュース、お茶、コーヒー、ビールなどの飲料用や、缶詰、ペット用餌缶などのカン



✕ 対象外のもの ⇒4ページ(不燃ごみ)・7ページ(金属類)をご覧ください

・ 飲食用であっても汚れているものや腐食しているもの、飲食用以外のカン



アルミ・スチール缶は分別しなくてよい

出し方例

中身を捨てる



水で洗って汚れを  
取り除く



不燃ごみ集積所の  
決められた  
キャリーなどへ

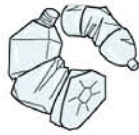


## ペットボトルの出し方 出す日=不燃ごみの日

集積所内の決められたキャリーや場所にまとめて排出してください

◎ 「ペット」マークの付いた飲料用、調味料用のペットボトルで、水ですすいできれいなものが対象

- ・ ジュース、お茶、水などの飲料用や、みりん、しょうゆなどの調味料用のペットボトル



× 対象外のもの ⇒4ページ(不燃ごみ)・5ページ(廃プラスチック類)をご覧ください

- ・ 飲食用であっても汚れているものや、ペットボトルのキャップなど



キャップは廃プラスチックとなります

出し方例

キャップを  
取り中身を捨てる



水で洗って汚れを  
取り除く



不燃ごみ集積所の  
決められた  
キャリーなどへ



## 金属類の出し方 出す日=不燃ごみの日

集積所内の決められたキャリーや場所にまとめて排出してください

◎ 金属製の調理器具類、飲食用以外の缶、金属製の菓子缶・食器、取り外した金具など



金具



◎ 針金・チェーンなど



◎ ゴルフクラブ・傘の骨組など



◎ 包丁・ナイフ・ハサミなど



注) 傘はバラさずそのまま、包丁やハサミは刃部分をタオルや新聞紙などを巻いて別のキャリーに排出してください

◎ 自転車・三輪車など



1回に1台まで



◎ スプレー缶・カセットコンロ用ガス缶など

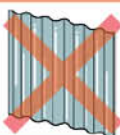


穴を開ける



注) 自転車は警察署などで防犯登録を抹消し、スプレー缶は中身を使い切り穴を開け別のキャリーに排出してください

× 収集できないもの ⇒12ページ(適正処理困難物一覧表)をご覧ください



- ・ トタン、アルミサッシなどの建築系金属類
- ・ ホイールなどの自動車用・二輪車用パーツ
- ・ 消火器、ガスボンベなどの危険物

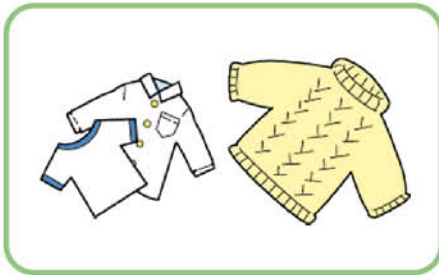
## 衣類の出し方 出す日=不燃ごみの日

無色透明の不燃ごみ袋に入れて排出してください ※紐などでは縛らないでください

◎洗濯してもう一度着ることができる状態のものが対象

・Yシャツ、Tシャツ、セーター、ジャンパー、スカート、ジーパン、スーツなどが対象

出し方例



不燃ごみ袋に入れる



紐で縛らない



×対象外のもの ⇒3ページ(可燃ごみ)をご覧ください

・汚れているものや破れているもの、ストッキング、布団類、ペット用衣類など



## 新聞・チラシの出し方 出す日=可燃ごみの日

紐で十字に縛るか、新聞紙回収袋に入れて排出してください

注)ガムテープを使用したり、可燃ごみ袋に入れしないでください

※適切にリサイクルするため、排出の際はネットやカゴの外に置くなど出し方の工夫をしてください

◎新聞紙と折込チラシのみ対象

出し方例



ざつ紙と一緒にしない



可燃ごみ袋に入れない



## 雑誌・ざつ紙の出し方 出す日=可燃ごみの日

紐で十字に縛るか、雑誌回収袋や紙袋に入れて排出してください

注)ガムテープを使用したり、可燃ごみ袋に入れしないでください

※適切にリサイクルするため、排出の際はネットやカゴの外に置くなど出し方の工夫をしてください

◎雑誌類は、単行本、漫画本、カタログなどの書籍類が対象

出し方例



新聞と一緒にしない



可燃ごみ袋に入れない



注1)カタログなどでビニール袋などの包装袋に入っているものは、包装袋から出してください

注2)単行本、漫画本、カタログなどの書籍類は、種類ごとに分別する必要はありません

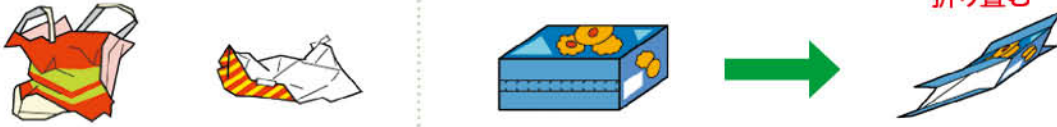
◎ ざつ紙類は、コピー用紙、包装紙、紙袋などや、「紙」マークの付いたものが対象

- ・カップ麺容器、菓子箱、おもちゃ箱、マスクの箱など



注) 箱類は折り畳み、カップ麺容器は水ですすいで汚れを取り除き折り畳んでください

- ・紙袋、包装紙、封筒、ティッシュペーパーの箱など



折り畳む

注) 窓付き封筒、ティッシュペーパーの箱に付いているビニールは取り外してください  
紙袋の手さげ部分が紙以外の場合は取り除いてください



- ・シュレッダー細断紙(可燃ごみ袋に入れる)

注)シュレッダー等で細かく細断した紙ごみは、紙ごみのみを可燃ごみ袋(乳白色半透明)に入れて排出してください  
※他の物(CDを細断したものなど)を混入しないでください

◎ 紙パックは、「紙パック」マークの付いた飲料用のものが対象

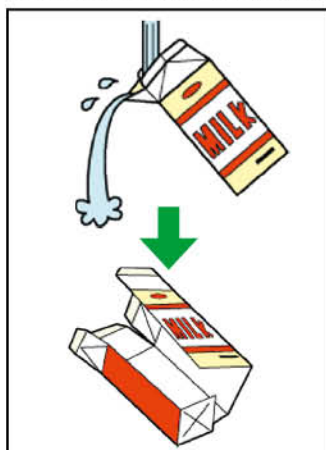
- ・牛乳パック、ジュースパック、酒や焼酎パック、豆乳パック、キャロットパックなど



紙パックの出し方例(内側:白いものとアルミ箔が貼られているもの)

【見分け方】200cc容量の紙パックの場合、ストローの刺し口部分に銀色のアルミが見えます

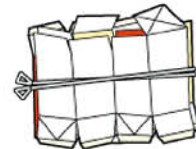
水できれいに洗い、接着面をはがす



開く



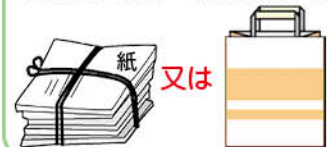
紙パックのみで排出する



どちらも  
可燃ごみ袋に  
入れない



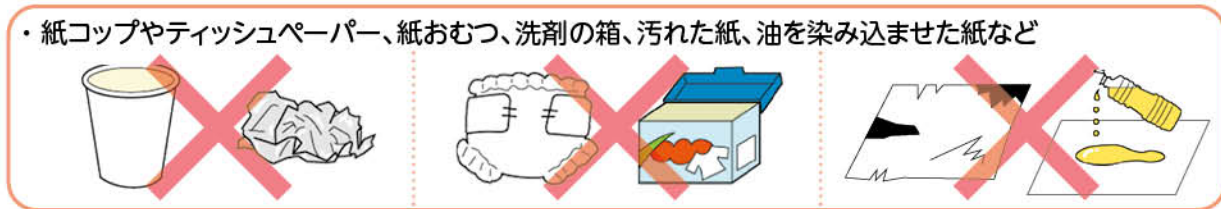
他のざつ紙と一緒に排出する



注)酒などの紙パックの注ぎ口のプラスチックは除けてください

× 対象外のもの ⇒3ページ(可燃ごみ)をご覧ください

・紙コップやティッシュペーパー、紙おむつ、洗剤の箱、汚れた紙、油を染み込ませた紙など



## 段ボールの出し方 出す日=不燃ごみの日

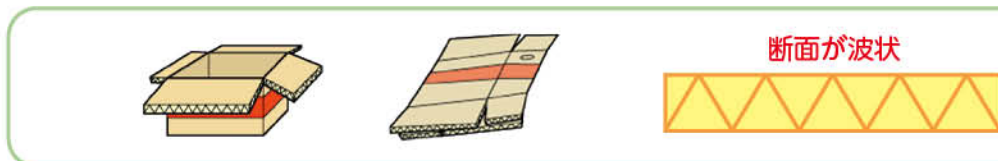
折り畳んでそのまま排出するか、大量の場合は紐で十字に縛って排出してください

注)ガムテープを使用したり、細断して可燃ごみ袋に入れないでください

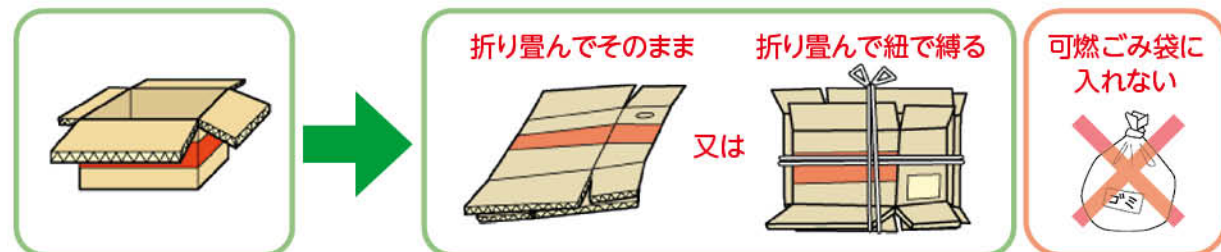
※適切にリサイクルするため、排出の際は他の資源ごみとは別に置くなど出し方の工夫をしてください

◎「ダンボール」マークの付いたものや、断面が波状になっていて、汚れていないものが対象

ダンボール



出し方例



## 剪定枝の出し方 出す日=可燃ごみの日

枝は概ね60cm以内に切断し、紐で縛って排出してください

注)ガムテープを使用したり、可燃ごみ袋に入れないでください

◎ご家庭の庭の樹木の枝を剪定したものが対象

注1)樹木の幹は、太さにかかわらず収集できませんので、排出しないでください ⇒裏表紙をご覧ください

注2)一度に大量に出されると収集できませんのでご注意ください



## 廃乾電池類の出し方 出す日=不燃ごみの日 又は 地域の指定場所

電池回収箱又は、集積所内の決められたキャリーや場所にまとめて排出してください

◎乾電池、リチウム電池、アルカリ電池、ボタン電池が対象



### ▶電池回収箱設置場所

本庁舎、各支所、各地区公民館、各地区集会場など 注)設置場所や箱は地域によって異なります

※「電池回収箱」へは、いつでも排出できます

## 廃家電類(小型家電類)の出し方

出す日=不燃ごみの日

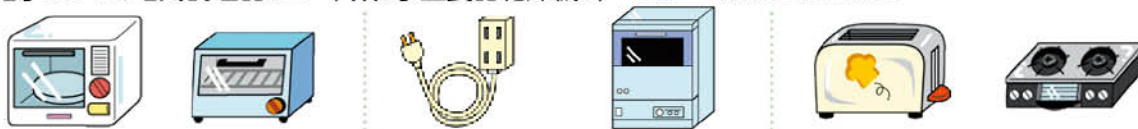
集積所内の決められた場所にまとめて排出してください

### ◎ 電気製品や携帯電話、スマートフォンなどの小型機器が対象

・ 携帯電話、電話機、小型ステレオ、電卓、ファクシミリ、ドライヤー、電気カミソリなど



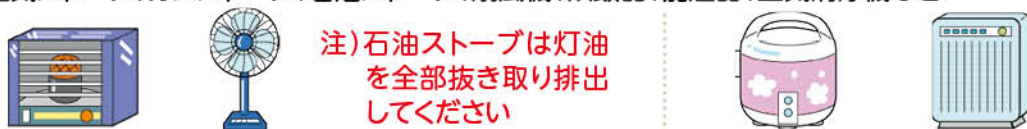
・ 電子レンジ、電気調理器、コード類、小型食器乾燥機、トースター、ガスコンロなど



・ 照明器具、小型電気スタンド、掃除機、アイロン、ミシン、ラジオなど



・ 電気ストーブ、ガスストーブ、石油ストーブ、扇風機、炊飯器、加湿器、空気清浄機など



### × 対象外のもの ⇒12ページ(適正処理困難物一覧表)をご覧ください

・ 家電リサイクル対象品、PCリサイクル制度対象品



## 市で収集できないごみについて

### 市指定の適正処理困難物

※12ページの「観音寺市が指定する適正処理困難物一覧表」をご覧ください。

観音寺市では、令和元年10月1日に「観音寺市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を改正し、廃棄物の適正な処理が困難な製品や容器等を「適正処理困難物」として指定しました。

指定した廃棄物は、市で収集を行いません。持ち込みごみとして引き取ることも出来ませんので、廃棄する場合は、指定引取業者や販売店、廃棄物処理業者などにご相談ください。

※ただし、災害などにより発生した廃棄物についてはこの限りではありません。

